

注目すべき点

料金改定

実施に関するサービスプロバイダーへの
最新情報

2024年2月

DDSは、福祉施設法 (Welfare and Institutions Code : WIC) 第4519.10条に沿った料金改定の完全実施に向けて準備を進めています。

知事の2024年度予算では、資源の確保を考慮し、完全実施日を前倒しした2024年7月1日から元の2025年7月1日に戻すことを提案しています。予算案には、2024/25会計年度まで、料金モデル以外の質の高いインセンティブプログラムの資金提供を継続することが盛り込まれています。

現行法 (WIC第4519.10条) に基づき、DDSは料金改定の完全実施に向けた準備を続け、地域センターサービスを受ける個人とその家族により良いサービスを提供するために必要な変更を行います。これには、実施に対する連邦政府の承認に向けた準備も含まれ、その一環として30日間のパブリックコメント期間に1915(c) HCBS適用除外の改正案を公表することが義務付けられます。修正案は [オンライン](#) で閲覧・コメント可能です。

料金改定を実施するための変更は複雑であり、DDSはこのプロセスを通じて最新情報を提供することをお約束します。この「料金改定の注目すべき点」シリーズは、地域の皆様に情報を提供し、何が予想され、どのように準備すべきかを知っていただくことを目的としています。

背景

2019年、立法府は発達障害者へのサービスが州全体でどのように提供され、どのように補償されているかについての徹底的な調査を委託しました。この包括的なレビューにより、サービスをより利用しやすくし、州内のさまざまな地域で一貫して提供し、透明かつ公平な形で補償することを目指す料金改定策が策定されました。

詳細は [DDSのウェブサイト](#) をご覧ください。

内容 :

- 料金モデル
- 料金改定の対象となるサービスコード

次のステップ

DDSは、サービスの種類ごとにサービスコードと請求コードを標準化するために必要な変更の洗い出しを行っています。特定の種類のサービスについては、このプロセスにおいて、地域センター、サービスプロバイダー、地域パートナーに意見を求めています。

変更は段階的に行われます。

DDSは、いくつかの変更は段階的に行う必要があることを認識し、以下のように決定しました。

- **デイプログラム**：料金モデルで想定されている時間単価制への移行は、料金モデルの完全導入から少なくとも1年後までは必要ありません。現在、日単価制を採用しているプロバイダーは、追って通知があるまで日単価制を継続することができます。
- **行動に特化したデイプログラム**：料金モデルでは、直接的なケアが登録行動テクニシャン（RBT）によって提供されることを想定していましたが、地域の方々からのご意見により、経験やスタッフ研修など、料金モデルの想定の間意図を汲んだ代替要件が策定される予定です。
- **医療に特化したデイプログラム**：料金モデルでは、直接的なケアが認定看護助手（RBT）によって提供されることを想定していましたが、地域の方々からのご意見により、経験やスタッフ研修など、料金モデルの想定の間意図を汲んだ代替要件が策定される予定です。

今後、サービスの種類ごとに情報を提供する予定です。

サービスプロバイダーが期待事項や研修について理解できるよう、ガイダンスや資料が作成され、必要に応じて技術支援が提供されます。

DDSは今後も情報が入り次第、お伝えしていきます。このメールが転送された方は、[こちらからDDS配信リストに登録](#)することができます。

今後提供される情報

ガイダンス

よくある質問 (FAQ)

研修/ウェビナー技術

支援

ご質問がございましたか？

サービスを受けるご本人とその家族

地域センターのサービスコーディネーターにご連絡ください。

サービスプロバイダー

地域センターのコミュニティサービス課 (Community Services Department) にお問い合わせください。

地域センター